



弁 護 士 による

無料法律相談

- 相続、離婚、債権・債務などの専門的な知識の必要な法律問題について、弁護士が相談に応じ、問題解決に向けたきっかけづくりを行います。
- 対象は、市内に在住・在勤・在学の方です。
- 相談時間は30分です。
- 相談日の1週間前（閉庁日の場合は、翌開庁日）から予約が可能です。
- 相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に1回限りとします。
- 予約先 市政情報相談課 **TEL 06-4309-3104**

実施場所	曜日	時間	定員
本庁	月曜・水曜・金曜	13時～16時	14人
本庁 (ナイター相談)	第2火曜	17時30分～20時	12人
本庁 (土曜日)	第4土曜	9時～11時30分	12人
本庁 (府内一斉法律相談会)	3月7日(土曜日)	9時～11時30分	12人
布施駅前 リージョンセンター	第1火曜・第3火曜	13時～16時	7人
若江岩田駅前 リージョンセンター	第1木曜・第3木曜	13時～16時	7人
四条 リージョンセンター	第2木曜・第4木曜	13時～16時	7人
楠根 リージョンセンター	偶数月の第2火曜	13時～16時	7人
中鴻池 リージョンセンター	偶数月の第4火曜	13時～16時	7人
日下 リージョンセンター	奇数月の第2火曜	13時～16時	7人
近江堂 リージョンセンター	奇数月の第4火曜	13時～16時	7人

※土曜日（第4土曜を除く）・日曜日・祝日は実施していません

令和8年

3月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 本庁	3 布施	4 本庁	5 若江岩田	6 本庁	7 本庁
8	9 本庁	10 日下 本庁ナイター	11 本庁	12 四条	13 本庁	14
15	16 本庁	17 布施	18 本庁	19 若江岩田	20	21
22	23 本庁	24 近江堂	25 本庁	26 四条	27 —	28 本庁
29	30 本庁	31 —				

令和8年

4月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1 —	2 若江岩田	3 本庁	4
5	6 本庁	7 布施	8 本庁	9 四条	10 本庁	11
12	13 本庁	14 楠根 本庁ナイター	15 本庁	16 若江岩田	17 本庁	18
19	20 本庁	21 布施	22 本庁	23 四条	24 —	25 本庁
26	27 本庁	28 中鴻池	29	30 —		